

Abeanary 通信

～トピックス～

1. 従業員の育休取得時の対応
2. 税務カレンダー（2024年9月、10月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介



経営者の名言シリーズ

周囲を引きずり回せ、引きずるのと引きずられるのとでは、
永い間に天地のひらきができる

吉田秀雄（電通）

※経営者100の言葉より引用

従業員の育休取得時の対応

◆問題の背景

育児・介護休業法については、令和4年の4月と10月に改正が行われたのに続き、今後も性別を問わず、育児休業を取得しやすくするための改正が予定されています。

一方で、多くの企業で人材不足の悩みは深刻で、従業員が育児休業を取得した場合の業務の代替をどうするかなど問題が残されています。とは言え、育児休業の取得は労働者の権利であり、企業は原則として拒むことはできません。従業員が育児休業を取得している間の業務の代替に関しては、早急に検討する必要があると考えられます。

◆体制整備について

従業員が育児休業を取得する際の体制整備については、大きく2つのポイントが考えられます。①取得のパターンごとに留意すべき点があること。②どのパターンで取得しても困らない体制づくりを目指すこと。令和4年4月及び10月の改正によって、育児休業を取得するパターンが多様化しています。それぞれのパターンでの取得に応じた体制整備が必要になります。いくつか例を挙げてみます。

（ア）連続した日数を長期間取得する場合

子供が出生後1歳に達するまで育児休業を取得する

ケースなどがあたります。休業が長期間となる場合には、1年間の業務を見据えた対応が必要になり、早い段階での業務の引き継ぎや、業務を代替する要員が長時間労働になり不満やストレスが溜まらないよう、可能な限り複数人数で分担することなどが望ましい対応と考えられます。

（イ）短期間や分割で取得する場合

令和4年4月及び10月の改正では、「出生時育児休業制度の創設」など、男性が育児休業を取得しやすくするための改正が、数多く行われました。このことにより、男性が2週間程度の育児休業を取得したり、休業を数回に分けて取得したりするケースが増えています。このケースでの注意点は、出生時育児休業を取得しようとする従業員は、原則として2週間前までに職場に申し出ればよいことになっているため、業務の引き継ぎが必要な場合には、引き継ぎを短期間で行わなければなりません。このような事態を避けるため、事前に制度についての個別周知を行い、早めに本人の意向を確認する必要があります。

2024年9月の税務

9月10日

●8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

9月30日

●7月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

●1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●1月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半年分)

●消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

2024年10月の税務

10月10日

●9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

10月15日

●特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

10月31日

●8月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

●2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●2月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半年分)

●消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)
(10月中において市町村の条例で定める日)

おすすめ書籍のご紹介

「よい説明」には型がある。



ジャンル	スキルアップ・キャリア		
著者	犬塚 壮志		
出版社	日本経済新聞出版		
出版日	2024年02月01日		
評点			
総合	3.7	明瞭性	3.5
革新性	3.5	応用性	4.0

仕事でも日常生活でも、自分の話が相手に伝わらない居心地の悪さを感じることがあるだろう。気心が知れ、似たような価値観を持つ仲間同士であれば、多くを説明せずともスムーズにコミュニケーションが取れることもある。しかし、働き方や生き方が多様化している現代では、自分とは異なる前提や価値観を持つ人ともコミュニケーションを取る必要がある。そこで重要になるのが、言葉で説明する能力だ。

本書の著者は、駿台予備学校の講師として長年「説明すること」を仕事にしてきた。かつては著者自身も説明に苦労していたというが、人気講師たちの授業を研究したところ、よい説明には一定のパターンがあることに気がついた。

著者によれば、聞き手が思わず身を乗り出すような「よい説明」に必要なのは「型」である。本書で紹介される「11の型」は、著者が1000人以上の事例を分析し、大学院での言語化の研究の知見も踏まえて構築したものだ。提示された型にあてはめるだけで、わかりやすい説明が構築できる。

◆◆◆詳細が気になった方は、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



株式会社 アビーナリーマネジメント
税理士法人 アビーナリーマネジメント
株式会社 アビーナリーネクスト



〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL: 022-225-5090
FAX: 022-225-5091